

【論点7】会計区分について(就労継続支援B型)

現状・課題

- 就労継続支援においては、事業所の運営に係る会計(福祉事業会計)と、利用者が従事する生産活動に係る会計(生産活動会計)に区分することとされており、指定基準において、「賃金・工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない」と定めている。
- また、就労継続支援A型においては、指定基準において、生産活動収支が利用者に支払う賃金総額を上回るよう求めている。これは、生産活動収支が賃金総額を下回っている場合には、適切な支援を行うための報酬(自立支援給付)が賃金に充てられており、利用者に安定的なサービスを提供しているとは言えないためである。一方で、就労継続支援B型には当該規定が設けられていない。
- 加えて、利用者の賃金・工賃の向上のためには別の企業から作業を受注することが有効な場合があるが、事業所と発注元の企業が結託して、事業所が介護給付費を委託費等の名目で発注元企業に流し、それを原資として発注元企業を事業所に作業を発注するという手法が想定される。これは、実質的に、「自立支援給付費を原資として利用者の賃金・工賃を支払う」ものであり、「利用者の知識・能力の向上」のための支援となっていない恐れがある。

論 点

- 利用者が、「知識・能力の向上」のための支援を受けるために就労継続支援を利用し、「知識・能力の向上」の結果としての賃金・工賃の向上を評価できる仕組みとするために、就労継続支援の会計基準についてどのように考えるか。

【論点7】会計区分について(就労継続支援B型)

検討の方向性

- 就労継続支援B型においても、生産活動収支が賃金総額を下回っている場合には、適切な支援を行うための報酬(自立支援給付)が賃金に充てられており、利用者に安定的なサービスを提供しているとは言えないことから、「生産活動の収支が利用者に支払う工賃の総額以上となること」を指定基準に位置付けてはどうか。(仮に、運営法人の資金や寄付等から利用者に金銭を払った場合、その額は基本報酬の算定に用いる平均工賃月額からは除く取扱いとしてはどうか。)
- また、就労継続支援において、実質的に介護給付費を原資として利用者の賃金や工賃を払うことがないよう、生産活動に係る収支状況を記載する「生産活動シート」を作成し、指定権者に提出するとともに、事業所ホームページにおいて公表することとしてはどうか。
- ただし、例えば、事業所の運営法人が運営する別の福祉施設において清掃を行う等、関連法人から作業を受注することが、利用者が社会の中で役割を持って働くことにつながる場合が考えられるため、関連企業との取引を一律に不適切とすべきではないことに留意する。